2023年4月号

社会保険労務士



WAVE事務所便り

連絡先: 〒501-3232

関市桜本町 2-32-4 エレガンスみやもと 302 電 話: 0575-24-3757 FAX: 0575-24-3757

e-mail: hata50911@gmail.com

令和5年度分36協定届提 出前にチェックしておきた い最新の変更点

◆電子申請利用率の現状

労働基準法等に基づく届出のうち、年間10万件超のものについて電子申請の利用促進が進められていますが、利用率は、36協則を13.79%、就業規則を13.79%、一年単位の変って、13.79%、一年単位のではいるものの、政府の間制9.11%となってはいるものの、政府の掲げる「デジタル原則」実現にはさらに利用率を上げるめます。

◆令和5年2月27日以降 の変更点

そのため、利用者の要望 を反映して利便性をアップ する複数のシステム改修が 行われています。

1点目として、36協定 届ではエラーチェック機能 が拡充されるとともに、入 力画面で必須入力欄が黄色 く明示されるようになって います。

2点目として、一年単位の

変形労働時間制に関する協定 届の本社一括届出が、新たに できることとなっています。

3点目として、36協定 届、就業規則届、一年単位の 変形労働時間制に関する協定 届の本社一括届出について、 一括届出事業場一覧作成ツー ルが1種類にまとめられてい ます。

4点目として、受付印のイメージが付いた控えをダウンロードできる届出・申請の種類が拡充されています。

◆令和5年度分の届出は余 裕を持って

これらの変更により、変更 前に手続ブックマークを登録 していた手続きは利用できな くなっていますので、新たに 申請データを作成する必要が あります。

紙での届出と異なり、電子申請では会社のパソコンから手続きを行うことができますが、届出・申請が集中する時期にはつながりにくくなったりすることがありますので、余裕を持って手続きを行いましょう。

【厚生労働省「第 178 回労働政策審議会労働条件分科会(資料)」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27962.html

【労働基準法等の規定に基づく届出 等の電子申請について】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seis akunitsuite/bunya/0000184033.html

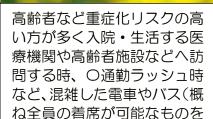
マスク着用ルールの見直し

◆マスク着用が個人の判断 に

厚生労働省は、新型コロナマのマスク着用について、令え着用について、令え着用について、令え着用について、令えられるとした。屋内では基本的にいるとのでは、一個人の主は個人の主は個人の主は個人の主は個人のものでは、ことがないよう、個人のものなりよう、個人のものなりよう、個人のものなりにある。を呼びかけています。

◆着用が推奨される場面 ただし、次の場面ではマス クの着用が推奨されていま す。

○医療機関を受診する時、○



除く) に乗車する時

そのほか、〇新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的としています。

◆従業員への着用要請は許容

なお、事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者や従業員にマスクの着用を求めることは許容されています。次のような例が示されています。

○感染対策上または事業上の必要がある場合に、従業員に対し、マスクの着用を求めること、〇客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、顧客に対し、マスクの着用を求めること、〇マスク見直し時期をまたぐ一連の催物において、混乱回避のため従前のマスク着用を求めること

政府が公表する業種別ガイ ドラインなども参考にしなが ら、自社の対応を考えていき ましょう。

【厚生労働省「マスクの着用について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisa kunitsuite/bunya/kansentaisaku_0 0001.html

4月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

17⊟

給与支払報告に係る給与 所得者異動届出書の提出 「市区町村」

5月1日

- 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出 <休業4日未満、1月~ 3月分> [労働基準監督 署]
- ② 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納

- 付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安 定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者で ない場合) <雇入れ・離職 の翌月末日>

[公共職業安定所]

- 公益法人等の法人住民税 均等割の申告納付[都道 府県・市町村]
- 固定資産税・都市計画税 の納付<第1期> [郵便 局または銀行] ※都・市町村によっては
 - 異なる月の場合がある。 ・土地価格等縦覧帳簿・家 屋価格等縦覧帳簿の縦覧
 - 期間 (4月1日から20日ま たは第1期目の納期限ま でのいずれか遅い日以降

★当事務所よりひと言★

の日までの期間)

別紙チラシの通り、令和5年度の雇用保険料率が変わります。4月1日から労働者負担・事業主負担ともに1/1000ずつ引き上げられますので労働保険の年度更新や給料計算において注意が必要となります。

ご不明な点がございました らいつでもご相談下さい。